

4 水管第 155 号
令和 4 年 4 月 14 日

都道府県知事 殿

水産庁資源管理部長

「くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領」の
一部改正について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 15 条の規定に基づく、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の当初配分及び配分量（法第 15 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる数量をいう。）の融通について、その運用に係る留意事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言として令和 2 年 12 月 25 日付けで定めたところであるが、今般、別紙のとおり一部改正したので、御了知願いたい。

くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領

改 正 後	改 正 前
第1、第2（略） 第3 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準の細則 1 くろまぐろ（小型魚）について（基本方針別紙2－1関係） (1)～(3)（略） (4) 第6の5「国の留保からの配分について」 繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保枠が100トンを超えている場合には、留保枠が100トンを下回らない範囲（<u>以下、(4)において「追加配分原資」という。</u>）において、都道府県（管理上の観点から0.1トンの都道府県別漁獲可能量が配分されている都道府県を除く。）に対する追加配分を行うこととする。 令和4年漁期（令和4管理年度）においては、次の①から⑤までの方法により配分を行う。 ① <u>当初配分において過去の漁獲実績として反映できず、未配分であった1.1トンを、該当する都道府県に配分する。</u> ② <u>当初配分において過去の超過分を一括して差引きしたものの、漁獲枠の増枠に伴って令和3管理年度と比較して増加した数量は、管理のために使用したいとの要望があった都道府県（具体的には、北海道の15.0トン）に配分する（ただし、当該配分数量は、過去の超過分として差引きをしなかったものとして取り扱う。）。</u> ③ <u>追加配分原資から上記①及び②による配分数量を減じた数量の2分の1の数量（小数第2位以下を切り捨て）を、令和3管理年度の当初配分量（過去の超過数量の差引き分等を除く。）の比率で都道府県に配分する。</u> ④ <u>③で配分した残りの2分の1の数量のうち、令和3管理年度において配分量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、当初配分量（過去の超過数量の差引き分等を除く。）の7パーセントを上限に、当該譲渡数量（他の都道府県等から譲受した数量を除く。）と等量を配分する。</u>	第1、第2（略） 第3 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準の細則 1 くろまぐろ（小型魚）について（基本方針別紙2－1関係） (1)～(3)（略） (4) 第6の5「国の留保からの配分について」 繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保枠が100トンを超えている場合には、留保枠が100トンを下回らない範囲において、都道府県（管理上の観点から0.1トンの都道府県別漁獲可能量が配分されている都道府県を除く。）に対する追加配分を行うこととする。 令和3年漁期（令和3管理年度）においては、次の①から④までの方法により配分を行う。 ① <u>各都道府県に一律に3.0トン以内の数量を追加配分する。</u> ② <u>令和2年漁期（第6管理期間）において漁獲可能量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、当初配分数量（過去の超過数量の差引き分を除く。）の7％を上限に、当該譲渡数量（他の都道府県等から譲受した数量を除く。）と等量を配分する。</u> ③ <u>50トンを上限とする数量を令和2年漁期（第6管理期間）における漁獲可能量の消化率が8割以上となった都道府県の数で除して得た量（小数点以下一位未満の端数がある場合には、これを切り捨てる。）の等量を当該都道府県に配分する。</u> ④ <u>平成29年漁期（第3管理期間）の都道府県別の配分量（平成28年漁期（第2管理期間）の超過量の差引きを除く。）の比率で追加配分する。</u>

⑤ 令和3管理年度の配分量の消化率が8割以上となった都道府県に対し、追加配分原資から上記①～④による配分数量を減じた数量を、均等割で配分する。

2 くろまぐろ（大型魚）について（基本方針別紙2－2関係）

(1) (略)

(2) 第6の3「漁獲可能量の繰越分について」

管理年度が終了する時点で、それぞれの大臣管理区分又は都道府県において、漁獲可能量の配分量に未利用分（管理年度中に他の大臣管理区分及び都道府県に譲渡した配分量も含むものとする。）がある場合には、その管理年度の当初に配分した漁獲可能量の10パーセント（WC P F Cで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率）を上限として、翌管理年度の漁獲可能量の配分量に繰り越すこととなっている。翌管理年度の漁獲可能量の配分量は、管理年度終了後1か月以内に繰越分を確定し、当該繰越分を追加配分した配分量に漁獲可能量を変更する。

また、それぞれの大臣管理区分又は都道府県において、その当該未利用分から上記の繰越分を除いた残量が発生する場合には、当該残量は、WC P F Cで合意された繰越率の下で許容される範囲内で国の留保枠に繰り入れるものとする。

なお、漁獲割当てによる管理の導入に伴い、令和4管理年度からくろまぐろ（大型魚）に係る大臣管理区分として、総量管理区分と漁獲割当管理区分の2つが設定された大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業に関し、令和3管理年度における「くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業」及び「くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（4月から12月まで）」の配分量の未利用分に係る大臣管理区分ごとの繰越しについては、それぞれ次の①及び②により行うこととする。

① 大中型まき網漁業

大中型まき網漁業に係るくろまぐろ（大型魚）については、令和4管理年度からのIQ管理実施に伴い、IQ管理区分（日本海海区）と総量管理区分（その他の海区）の2つの管理区分を設定。

ただし、大中型まき網漁業においては、これまで漁業者団体の合意に基づき、太平洋、九州、日本海の各海区を分割しての自主的管理が行われてきた

2 くろまぐろ（大型魚）について（基本方針別紙2－2関係）

(1) (略)

(2) 第6の3「漁獲可能量の繰越分について」

管理年度が終了する時点で、それぞれの大臣管理区分又は都道府県において、漁獲可能量の配分量に未利用分（管理年度中に他の大臣管理区分及び都道府県に譲渡した配分量も含むものとする。）がある場合には、その管理年度の当初に配分した漁獲可能量の10パーセント（WC P F Cで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率）を上限として、翌管理年度の漁獲可能量の配分量に繰り越すこととなっている。翌管理年度の漁獲可能量の配分量は、管理年度終了後1か月以内に繰越分を確定し、当該繰越分を追加配分した配分量に漁獲可能量を変更する。

また、それぞれの大臣管理区分又は都道府県において、その当該未利用分から上記の繰越分を除いた残量が発生する場合には、当該残量は、WC P F Cで合意された繰越率の下で許容される範囲内で国の留保枠に繰り入れるものとする。

ところであり、令和4管理年度以降、漁獲割当てによる管理が行われる海域・期間の範囲は、当該自主的管理における海域（日本海の海区）・期間（5月15日～7月末日）の範囲と一致している。

このため、令和4管理年度における漁獲割当管理区分に相当する令和3管理年度の未利用分を把握することが可能であり、大中型まき網漁業に係る大臣管理区分ごとの令和3管理年度からの未利用分の繰越しについては、令和3管理年度の自主的管理における日本海の海区の未利用分を漁獲割当管理区分見合いの未利用分と、令和3管理年度の自主的管理におけるその他の海区の未利用分を総量管理区分見合いの未利用分と、それぞれみなし、それらに基づき按分した比率で、漁獲割当管理区分及び総量管理区分へ繰り越すこととする。

② かつお・まぐろ漁業

令和4管理年度以降、「くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）」の管理対象となる漁業者は、実態としてくろまぐろを目的とした操業を行っておらず、令和4管理年度の当該大臣管理区分の当初配分量は、想定される混獲分として配分されたものである。

このため、かつお・まぐろ漁業に係る大臣管理区分ごとの令和3管理年度からの未利用分の繰越しについては、令和3管理年度における「くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（4月から12月まで）」の未利用分の全量を、上限10パーセントの範囲内で「くろまぐろ（大型魚）漁獲割当てによる管理を行う管理区分）」へ繰り越すこととする。

(3) (略)

(4) 第6の5「国の留保からの配分について」

繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保枠が100トンを超えている場合には、留保枠が100トンを下回らない範囲（以下、(4)において「追加配分原資」という。）において、都道府県に対して、優先して配分を行う。

令和4年漁期（令和4管理年度）においては、次の①から⑤までの方法により配分を行う。

- ① 大中型まき網漁業に対し50トンを配分する（総量管理区分と漁獲割当管理区分への配分は、当初の配分比率で按分して行う。）。
- ② 都道府県に対し、追加配分原資から①による配分数量を減じた数量の3分の1の数量（小数第2位以下を切り捨て）を、各都道府県の平成27年度

(3) (略)

(4) 第6の5「国の留保からの配分について」

繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保枠が100トンを超えている場合には、留保枠が100トンを下回らない範囲において、都道府県に対して、優先して配分を行う。

令和3年漁期（令和3管理年度）においては、次の①から④までの方法により配分を行う。

- ① 都道府県に対し、都道府県ごとの平成27年度から平成31年度までの漁獲量の最大実績に混獲管理用の配分量等を加算した数量の97%に達するまで配分する。
- ② 令和2年漁期（第6管理期間）において漁獲可能量を他の都道府県等に

から令和2年度までの漁獲量の最大実績の一定割合（注：実際の追加配分原資の数量に応じて要調整）の数量と令和4管理年度の当初配分量との差の数量を配分する。

- ③ 都道府県に対し、追加配分原資から①による配分数量を減じた数量の3分の1の数量（小数第2位以下を切り捨て）を、各都道府県の平成27年度から令和2年度までの漁獲量の最大実績の比率で配分する。
- ④ 上記①～③で配分した残りの数量のうち、令和3管理年度において配分量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、当初配分量（過去の超過数量の差引き分等を除く。）の7パーセントを上限に、当該譲渡数量（他の都道府県等から譲受した数量を除く。）と等量を配分する。
- ⑤ 令和3管理年度の配分量の消化率が8割以上となった都道府県に対し、追加配分原資から、上記①～④による配分数量を減じた数量を、均等割で配分する。

第4～第10（略）

別記様式第1号～第8号（略）

別記様式第9号

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部管理調整課長 殿

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長

くろまぐろに関する〇〇管理年度における漁獲可能量の融通に係る協議の仲介要請

譲渡した実績のある都道府県に対し、当初配分数量（過去の超過数量の差引き分を除く。）の7%を上限に、当該譲渡数量（他の都道府県等から譲受した数量を除く。）と等量を配分する。

- ③ 50 トンを上限とする数量を令和2年漁期（第6管理期間）における漁獲可能量の消化率が8割以上となった都道府県の数で除して得た量（小数点以下一位未満の端数がある場合には、これを切り捨てる。）の等量を当該都道府県に配分する。
- ④ かつお・まぐろ漁業に対し200 トン、大中型まき網漁業に対し50 トンを配分する。
なお、①から④までの方法による配分に必要な数量が不足する場合には、③の配分に充当する数量（50 トンを上限とする。）を、10 トンを下限として減少させることによって対応することとする。それによっても配分に必要な数量が不足する場合には、①の配分において、最大実績配分に乗じる係数（97%）を引き下げることによって対応することとする。

第4～第10（略）

別記様式第1号～第8号（略）

別記様式第9号

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部管理調整課長 殿

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長

くろまぐろに関する〇〇管理年度における漁獲可能量の融通に係る協議の仲介要請

くろまぐろに関する〇〇管理年度における漁獲可能量の融通に係る協議について、水産庁資源管理部管理調整課長に融通の協議の仲介を依頼した都道府県、大臣管理区分及び留保枠との配分量の融通を希望するので、水産庁資源管理部管理調整課長による融通の協議の仲介を要請いたします。

別記様式第 10 号～第 19 号（略）

くろまぐろに関する〇〇管理年度における漁獲可能量の融通に係る協議について、水産庁資源管理部管理調整課長に融通の協議の仲介を依頼した都道府県、大臣管理区分及び留保枠からの配分量の融通を受けたいので、水産庁資源管理部管理調整課長による融通の協議の仲介を要請いたします。

別記様式第 10 号～第 19 号（略）